

住宅改修 提出書類チェックリスト(支給申請用(工事完了後))

令和元年11月版

提出日: 年 月 日

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号	要介護度	チェック担当者 ※担当ケアマネジャーに限る
				事業者名 氏 名
改修の内容	1. 手すりの取り付け 2. 段差の解消 3. 床材等の変更 4. 引き戸等への扉の取り替え 5. 洋式便器等への便器の取り替え 6. その他()			

チェック項目	
①基本項目	
<input type="checkbox"/>	事前審査申請を行い、着工許可の連絡を受けている。
<input type="checkbox"/>	支給申請日時時点で介護認定を受けている(新規申請等の場合は認定を受けるまでは支給申請できない)。
<input type="checkbox"/>	事前審査申請の改修内容と変更がない。または、変更はあったが変更申請もせずに提出し、着工の許可を得ている。 ※被保険者、担当ケアマネジャー(または福祉住環境コーディネーター2級の資格取得者)、工事施工業者の3者で改修内容に不備、変更がないか確認すること
<input type="checkbox"/>	事前審査申請時点で入院(入所)中だった場合、現在は退院(退所)している(引き続き入院中、施設入所中の場合は、支給申請できない)。 退院(退所)日: 年 月 日(入院(入所)施設名)
②介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書	
<input type="checkbox"/>	申請者(被保険者)の氏名・住所が被保険者証に記載されているものと同一で、記載漏れがない。また、押印忘れがない。
<input type="checkbox"/>	印鑑は、事前審査申請で押印されたものと同じ印鑑である(訂正箇所がある場合は訂正印がある)。
<input type="checkbox"/>	着工日は、承認日以降の日付である。
<input type="checkbox"/>	支給申請日は、工事完了日以降の日付である。また、事前審査申請時に入院(入所)中だった場合は、退院(退所)日以降の日付である。
<input type="checkbox"/>	口座振替依頼欄には正しい金融機関、口座番号が記載されている。
③改修後の写真 ※任意様式可	
<input type="checkbox"/>	写真は、改修箇所ごとの写真で、事前と事後の写真を見比べられるようにA4用紙に貼付してある。
<input type="checkbox"/>	写真は、カラー写真である。
<input type="checkbox"/>	完成日以降(または同日)の撮影年月日が表示されている。
<input type="checkbox"/>	写真は、改修箇所の状況(全体)がきちんと確認できる。
<input type="checkbox"/>	事前の写真と同じアングルで撮影されている。
④領収書(原本) ※任意様式 ※確認印を押印して返却いたします。	
<input type="checkbox"/>	領収書の宛名は、申請者(被保険者)が記載されている。
<input type="checkbox"/>	領収書に領収金額、領収日、施工業者名が記載され、施工業者の押印がされている。また、但し書きに住宅改修の工事であることが記載されている。
<input type="checkbox"/>	領収日は、完了届提出日の以前日(または同日)であり、完成日の以降日(または同日)である。
⑤工事内訳書(事前審査申請時と変更があった場合には必ず添付) ※任意様式	
<input type="checkbox"/>	内訳書の内容は、事前審査申請時の見積書に記載された内容と同様である(事前審査申請時の見積書と内容に変更がない場合でも施工内容を確認するためにもできるだけ添付する)。
<input type="checkbox"/>	事前審査申請時の見積書から軽微な変更があった場合は、その内容が記載されている。
<input type="checkbox"/>	内訳書の金額と領収書(または請求書)の金額が一致している。
<input type="checkbox"/>	内訳書の日付と領収書(または請求書)の日付が一致している。
⑥委任状(支給申請書に記載した口座名義人が申請者(被保険者)と異なる場合には必ず添付)	
⑦指定振り込先の通帳のコピー	
⑧その他(全般)	
<input type="checkbox"/>	申請書類について誤って記載した場合は、修正液や修正テープでの修正はせず、二重線をした上で、申請者(被保険者)または施工業者等の印鑑を押印し、訂正する(申請書類等に押印してある印と同一の印)。
<input type="checkbox"/>	着工許可の連絡を受けた後、著しい工事の変更がある場合は、市へ相談すること。なお、場合によっては、再度事前審査申請を行う。
<input type="checkbox"/>	要介護認定申請中または、入院(入所)している間は、支給申請ができないことを理解している(支給申請は、認定結果が出た後、または退院(退所)後に行うことができる)。
<input type="checkbox"/>	工事施工中に申請者(被保険者)が亡くなった場合は、亡くなるまでに行った工事が支給対象となる。至急ご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	申請者(被保険者)の印鑑は、事前審査申請(着工前)から支給申請(着工後)まで統一している。ただし、工事施工完了後かつ支給申請提出前に申請者(被保険者)が亡くなった場合は、支給申請書の申請者欄には、相続人の住所・氏名を記載し、印鑑は相続人の印鑑とする。 ※なお、退院、退所できないまま亡くなった場合は、支給申請はできない(住宅改修費の支給を受けられません)。
<input type="checkbox"/>	申請書類一式の日付の整合性がとれている。 支給申請日 ≥ 委任状の日付 ≥ 領収日 ≥ 完成日 ≥ 着工日 ≥ 着工許可の連絡日 改修後の写真撮影日 ≥ 完成日

注意事項

1.支払いについて

給付費は支給申請書提出日の翌月末に支払予定です。支給申請書等の書類に不備があった場合はその限りではありません。

また、払込日までに口座を解約した(口座名義人が死亡した)場合は速やかに市に申し出てください。

2.改修内容の変更について

部材の変更等による、費用が同額または減額になる変更については軽微な変更となり、市への変更申請は必要ありません。支給申請(事後申請)に工事内容内訳書を添付して提出してください。

ただし、同じ部材を用いた改修であっても改修箇所や範囲の変更、事前審査申請時と異なる取り付け(例・手すりの位置を変える。スロープの幅を変える。)を行った場合には給付の対象外となります。